

消費生活センターだより

2024
上半期号

発行 姫路市消費生活センター

.....もくじ.....

- ◆投資のトラブルに注意!!
- ◆令和5年度 消費生活相談概要がまとまりました
- ◆美容医療サービス・エステサービスのトラブルに注意!!
- ◆消費生活センターが行う啓発事業のご案内
- ◆特殊詐欺対策電話機等購入助成のご案内

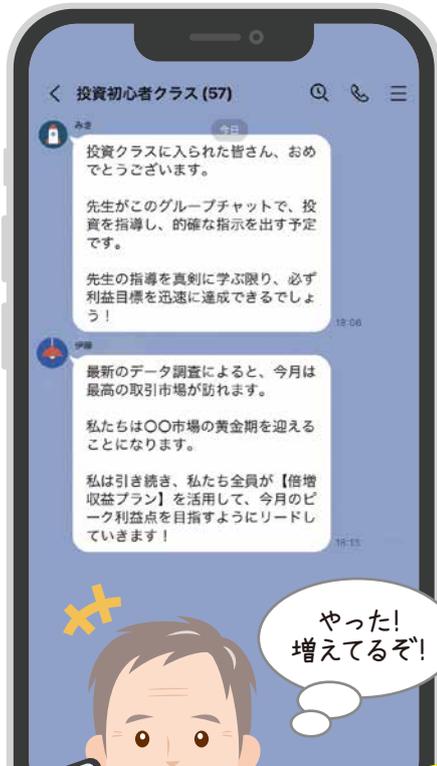
投資のトラブルに注意!!

被害金額が高額化! 姫路市だけでなく、全国的に被害が急増しています。

SNS※のグループトークを悪用した投資詐欺の手口

※SNS：LINE、Instagram、Facebook、X等のコミュニティサイト

SNSの投資に関する広告をタップしたり、突然招待されたりしてグループトークに参加した後、投資と称してお金をだまし取られるトラブルの例



- ☑ LINEのグループは全員サクラかもしれません。
- ☑ 著名人をかたる相手は本物ですか?
- ☑ 相手は金融庁に登録している業者ですか?
(金融商品を取り扱うには金融庁への登録が必要です。なければ違法。登録事業者は金融庁のHPに公開されています。)
- ☑ 取引画面上で利益が出ているように見えても、画面自体が架空の場合も。
- ☑ 振込先が個人名義の口座は、詐欺の可能性が高いので振り込まないで!
- ☑ 確実に儲かる話はありません。

ここに
気をつけて!!

被害回復が難しいため、
安易に投資資金を振り込むことはやめましょう!
契約は慎重に!!



令和5年度に姫路市消費生活センターに寄せられた新規相談件数は4,689件、継続相談件数は2,060件、受付総数は6,749件でした。新規相談件数は、前年度4,672件から17件増加しています。

契約当事者※を男女別で見ると、女性の割合が多く、年代別割合では70歳代以上の割合が全体の24.5%を占め、前年度に続き最多となりました。

※契約当事者とは、相談者とは別に、消費生活上の取引をした当事者を把握するため、相談の動機となる消費生活上の行為をした当事者のこと。

商品・役務	件数・前年度件数・増減	主な内容
商品一般 架空請求、送り付け商法等	① 559件 前年496件 63増	国際郵便で荷物が届いていた。送付状の住所、名前、電話番号は正確だ。自身には身に覚えがなく、送付元の情報の記載もないが、どのような対応をすべきか。
化粧品	② 259件 前年366件 107減	知人から化粧品のマルチ商法を勧められ契約、登録費用と美容機器代の初期費用を支払い、さらに月額会費を2か月分支払ったが、化粧品の効果が感じられず続けられないと思い、中途解約した。代金を取り戻すことはできるか。
役務その他	③ 241件 前年223件 18増	SNSの広告にコンサル契約の案内を見つけ、個別相談を申し込み88万円を支払った。その後サービスは何度か受けたが、説明と違うため中途解約を申し出て、了承された。支払った88万円返金してほしいと伝えたが、返金してもらえない。
レンタル・リース・賃借	④ 188件 前年161件 27増	軽自動車のリース契約をしていたが、リース料を2か月滞納したため、リース会社から車の返却と残債を請求されている。早く解決したいのだが、支払額が確定しないため支払いができない。
健康食品	⑤ 157件 前年135件 22減	ネットの広告を見て健康食品を注文した。1,000円のお試しだと思い購入したが2回目が届き定期購入であることが分かった。18,000円も請求されているので返品しようと思い電話をすると、返品もクーリングオフできないと言われた。クーリングオフはできないのか。
移動通信サービス	⑥ 149件 前年133件 16増	配偶者と二人でスマートフォンを乗り換えた。月々の利用料が安くなるはずなのに、反対に高くなってしまったので解約しようと思うが、解約しても支払い続けなければいけないものがあるそうだ。何故解約したのに支払い続けなければならないのか。
工事・建築・加工	⑦ 137件 前年141件 4減	去年、中古住宅を購入し事業者リフォーム工事を頼んだ。工事は終了したが壁の補修など施工に不備があり、事業者も補修すると言っているがまだ補修されない。返金を求めたが返金もなく困っている。
修理・補修	⑧ 107件 前年91件 16増	車のバッテリーに不具合があり、ネットで調べた業者に依頼した。業者が来訪し、車を見て代金は30万円と言われた。高額なのでキャンセルすると申し出ると、出張費用、検査費用などとして10万円請求すると言われた。
理美容	⑨ 107件 前年154件 47減	永久脱毛エステで、契約金額32万円を支払い永久に施術を受けることができる契約をした。数回施術を受け、久しぶりに店舗に向くと閉店していた。返金してもらえるか。
自動車	⑩ 105件 前年100件 5増	ネットオークションで車を購入、県外に車を取りに行き、現金で支払って帰宅した。広告とは違い性能が悪く途中で止まるような車だった。すぐに相手側に連絡をし返金を要求したところ、精神的にダメージを受けたと言ってすぐに切電された。どうすればよいか。

美容医療サービス・ エステサービスのトラブルに注意!!

美容に対して関心を持ち始める10歳代、20歳代の若者に多いトラブルですが、年齢、性別を問わずトラブルが増加しています。トラブルの内容には、費用が高額、望まない施術だった、突然閉店して通えない、肌荒れ・やけどをしたなどがあります。

キレイに
なりたい!



相談事例①

顔のリフトアップが約1万4千円というCMを見て美容整形外科に行った。医師ではない人にカウンセリングを受け「年齢的に安価な施術より他の施術と組み合わせた方がよい、約半額にできる」などと言われた。症例を見せながら、「こんなに変わる、絶対に失敗はない」と強調され、約50万円で契約した。リスクの説明はなかった。「今すぐに」と勧められ、当日施術を受けたが、リフトアップの効果が感じられず左右のバランスが違った。

相談事例②

SNSでひげ脱毛が月額約1,000円、全身脱毛が約3,000円とうたう広告を見てエステサロンに行くと、約50万円のコースを勧められた。ひげの他に脱毛をしたい部分を選べるコースとのことだが、高額だったため、広告掲載のひげ脱毛を受けたいと申し出たところ、「納得のいく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、総額約60万円の契約をしてしまった。



契約前にチェック

- ☑ 気軽さや安さを強調する広告の内容だけで判断しない。
- ☑ 本当に必要な施術かどうかよく考えましょう。
まずは**専門医**(例えば、皮膚科、泌尿器科など)に相談してみましょう。
- ☑ **すぐに契約しない**。不安な時、迷った時は断る勇気を持ちましょう。
- ☑ 予約がスムーズに取れるか確認しておきましょう。
- ☑ 契約期間、回数を必ず確認し、
中途解約のできなくなるタイミングを聞いておきましょう。
「永久無料」「通り放題」などの表示があっても、契約期間が短いこともあります。
- ☑ できれば他の医療機関、他のサロンの見積りを取って、比較検討しましょう。
- ☑ 契約期間が**1か月を超えて、かつ5万円を超える契約**は、必ず書面の交付を受けてください。



契約の内容によってはクーリング・オフや中途解約ができる場合もあります。
できるだけ早めに消費生活センターにご相談ください。

皆さんも
参加して
みませんか？

消費生活センターが行う啓発事業のご案内

姫路市消費生活センターでは、消費者の意識や知識の向上を目的として講演会やセミナーなどを実施しています。年間の事業をご紹介します。

8月

夏休み子ども消費生活学習会 8月5日(月)開催

薄型テレビ解体 ～見て、触れて、楽しく家電リサイクルを学ぼう！～

9月

高齢者消費者被害防止講座 9月26日(木)開催

～金融犯罪の手口と対策～

11月

消費生活セミナー

衣食住など日々の暮らしに密着したテーマについて学ぶセミナーです。

2月

消費生活講演会

令和5年度は、講師に弁護士菊地幸夫さんをお招きしました。



これらの事業は、姫路市在住又は在勤の方を対象にしています。参加者募集のご案内は、広報ひめじやホームページへの掲載、市内の出先機関などへのチラシの設置などにより情報提供していきますので、参加してみたい!と思われる方は、ぜひお申し込みください。

姫路市危機管理室からのお知らせ

特殊詐欺対策電話機等購入助成

市内で皆さんの財産を狙った還付金詐欺をはじめとする「特殊詐欺」が多発しています。特殊詐欺を未然に防ぐため、特殊詐欺対策電話機等の購入費を助成しています。電話をかけてきた相手に通話内容を録音する等の警告メッセージを流し、詐欺被害を防ぐことができます。

対象者 市内在住で、申請日時点で65歳以上の人またはその同居の方 **助成額** 固定電話機：上限1万円、
申請方法 令和7年1月31日までに、持参か封書で必要書類を危機管理室 外付け録音機：上限5,000円
(〒670-0940 三左衛門堀西の町3)へ。☎221-2090 ウェブサイトからも申請できます。➡



消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話または来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。

平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。

消費者
ホットライン

い や や
☎188

※年末年始は除く

平日 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります

土・日・祝日 国民生活センターにつながります(10時～16時)



アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。
詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。

⑥土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言を主に行っており、原則、即日回答のみとなります。



国民生活センター
LINE公式アカウント

相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。
事業者からの相談は受け付けていません。

◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地(姫路市役所1階)

※メールでの相談は受け付けていません

受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時

姫路市消費生活センター

検索